

記入例 牛
用

定期報告書

西暦 ○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

都道府県知事 ○○ 殿

経営体ID	□□□□											
農場ID	□□□□											
農場名	○○ファーム											
農場名 ※訂正欄												
住 所	1	2	3	-	5	6	7	8				
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
住 所 ※訂正欄				-								
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール	○○△△@○○△△. j p											
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4 第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	静岡 太郎											
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7			
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			

住所、氏名、電話番号、ファックス番号、
メールアドレスを記入してください。

家畜の所有者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇△△. j p												
	電子メール ※訂正欄													
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	3	※ハイフンなし左詰めで記入	
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入	
飼養衛生管理者	☐ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要													
飼養衛生管理者の氏名														
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄														
飼養衛生管理者の住所	郵便番号				-								別の方が農場を管理している場合、 その方の氏名、住所、連絡先を記入してください。	
	都道府県													
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-									
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降									
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール													
	電子メール ※訂正欄													
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入	
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入	
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入	
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入	
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8					農場の住所が上記と異なる場合、 記入してください。
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降									
	静岡県		〇〇市		××									
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-									
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降									

乳用雌牛の頭数を、月齢ごと
(下記「注意7」参照)に
記入してください。

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	乳用雌牛の頭数を月齢ごと (下記「注意7」参照)に 記入してください。				
		52頭	30頭	18頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	黒毛和種等の肉用牛がいる場合は、 月齢ごとに記入してください。			子牛	
		11頭	16頭	3頭	8頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	ホルスタイン雄牛、交雑種がいる場合は、 月齢ごとに記入してください。			子牛	
	肉用繁殖牛	黒毛和種等の肉用繁殖牛がいる場合は、 月齢ごとに記入してください。			子牛	
			25頭	7頭	10頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
		雄豚	母豚	育成豚		
	頭	頭	頭	頭	頭	
鶏	採卵鶏		肉用鶏	その他の家畜がいる場合は、 家畜の種類と数を記入してください。		
	成鶏	育成鶏				
	羽	羽				
馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	山羊	
	頭	頭	頭	頭	3頭	
	いのしし	うずら	あひる	きじ	だちょう	
	頭	羽	羽	羽	羽	
	ほろほろ鳥	七面鳥				
	羽	羽				
畜舎等の数	畜舎	家畜のいる畜舎の数を記入してください。 (堆肥舎・倉庫は除きます。)				
	2舎	舎				

注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。

2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

1-2. その他の飼養衛生管理者

「1基本情報」に記載した管理者以外に、複数人管理者を設置する場合、記入してください(以下同様)。

飼養衛生管理者の氏名	静岡 次郎														
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7						
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
	静岡県					〇〇市					△△				
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇××.j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	4	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
	静岡県					〇〇市					××				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				

農場の住所が上記と異なる場合、記入してください。

記入例
豚
用

定期報告書

西暦 ○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

都道府県知事 ○○ 殿

経営体ID	□□□□											
農場ID	□□□□											
農場名	○○ファーム											
農場名 ※訂正欄												
住 所	1	2	3	-	5	6	7	8				
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
住 所 ※訂正欄				-								
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール	○○△△@○○△△. j p											
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4 第1 項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	静岡 太郎											
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7			
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			

住所、氏名、電話番号、ファックス番号、
メールアドレスを記入してください。

家畜の所有者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇△△. j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	3	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者	☐ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要														
飼養衛生管理者の氏名															
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号					-							別の方が農場を管理している場合、 その方の氏名、住所、連絡先を記入してください。		
	都道府県														
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-									
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降						
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						農場の住所が上記と異なる場合、 記入してください。
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降						
	静岡県				〇〇市				××						
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号					-									
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降						

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛 (雄)	成牛 (雌)	育成牛	子牛	
		頭		頭	頭	
	豚				肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
		雄豚	母豚	育成豚		
		400 頭	2 頭	15 頭	8 頭	200 頭
	鶏	採卵鶏		肉用鶏	その他の家畜がいる場合は、 家畜の種類と数を記入してください。	
		成鶏	育成鶏			
		羽	羽			
	馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	山羊
頭		頭	頭	頭	3 頭	
いのしし		うずら	あひる	きじ	だちょう	
頭		羽	羽	羽	羽	
ほろほろ鳥		七面鳥				
羽		羽				
畜舎等の数	畜舎	家畜のいる畜舎の数を記入してください。 (堆肥舎・倉庫は除きます。)				
	2 舎	舎				

注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。

2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

1-2. その他の飼養衛生管理者

「1基本情報」に記載した管理者以外に、複数人管理者を設置する場合、記入してください(以下同様)。

飼養衛生管理者の氏名	静岡 次郎														
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7						
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
	静岡県					〇〇市					△△				
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇××.j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	4	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
	静岡県					〇〇市					××				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				

農場の住所が上記と異なる場合、記入してください。

記入例 家きん
用

定期報告書

西暦 ○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

都道府県知事 ○○ 殿

経営体ID	□□□□											
農場ID	□□□□											
農場名	○○ファーム											
農場名 ※訂正欄												
住 所	1	2	3	-	5	6	7	8				
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
住 所 ※訂正欄				-								
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール	○○△△@○○△△. j p											
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4 第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	静岡 太郎											
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7			
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			

住所、氏名、電話番号、ファックス番号、
メールアドレスを記入してください。

家畜の所有者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇△△. j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	3	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者	☐ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要														
飼養衛生管理者の氏名															
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号					-							別の方が農場を管理している場合、 その方の氏名、住所、連絡先を記入してください。		
	都道府県														
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-									
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降										
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						農場の住所が上記と異なる場合、 記入してください。
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降										
	静岡県		〇〇市		××										
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号					-									
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降										

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛			
		頭	頭	頭			
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用繁殖牛	成牛 (雄)	成牛 (雌)	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚	
		雄豚	母豚	育成豚			
		頭	頭	頭	頭	頭	
	鶏	採卵鶏		肉用鶏			
		成鶏	育成鶏				
		32,000 羽	羽	羽			
	馬その他	馬	その他の家畜がいる場合は、 家畜の種類と数を記入してください。		めん羊	山羊	
頭		頭			頭		
いのしし		うずら	あひる	きじ	だちょう		
頭		5 羽	羽	羽	羽		
鶏		七面鳥					
羽	羽						
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎	ふ卵舎がある場合は棟数を 記入してください。				
	1 舎	5 舎					

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
- 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

1-2. その他の飼養衛生管理者

「1基本情報」に記載した管理者以外に、複数人管理者を設置する場合、記入してください(以下同様)。

飼養衛生管理者の氏名	静岡 次郎														
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7						
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
	静岡県					〇〇市					△△				
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇××.j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	4	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						
	都道府県					市区町村郡					農場の住所が上記と異なる場合、 記入してください。				
	静岡県					〇〇市					××				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				

記入例 馬
用

定期報告書

西暦 ○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

都道府県知事 ○○ 殿

経営体ID	□□□□											
農場ID	□□□□											
農場名	○○ファーム											
農場名 ※訂正欄												
住 所	1	2	3	-	5	6	7	8				
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
住 所 ※訂正欄				-								
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
電子メール	○○△△@○○△△. j p											
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし 左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし 左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4 第1 項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	静岡 太郎											
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7			
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			
	静岡県				○○市				△△			
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-							
	都道府県				市区町村郡				市区町村郡以降			

住所、氏名、電話番号、ファックス番号、
メールアドレスを記入してください。

家畜の所有者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇△△. j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	3	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者	☐ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要														
飼養衛生管理者の氏名															
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号					-							別の方が農場を管理している場合、 その方の氏名、住所、連絡先を記入してください。		
	都道府県														
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号					-									
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降										
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						農場の住所が上記と異なる場合、 記入してください。
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降										
	静岡県		〇〇市		××										
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号					-									
	都道府県		市区町村郡		市区町村郡以降										

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
		雄豚	母豚	育成豚		
		頭	頭	頭	頭	頭
	鶏	採卵鶏		肉用鶏		
		成鶏	育成鶏			
		羽	羽	羽		
	馬その他	馬	その他の家畜がいる場合は、 家畜の種類と数を記入してください。			めん羊
30 頭		頭				3 頭
いのしし		うずら	あひる	きじ	だちょう	
頭		羽	羽	羽	羽	
ほろほろ鳥		七面鳥				
羽		羽				
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎	馬房ではなく、厩舎の建物の数を記入してください。 (堆肥舎・倉庫は除きます。)			
	5 舎	舎				

注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。

2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。

- 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1－2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
- 5 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日
ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 10 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

1-2. その他の飼養衛生管理者

「1基本情報」に記載した管理者以外に、複数人管理者を設置する場合、記入してください(以下同様)。

飼養衛生管理者の氏名	静岡 次郎														
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄															
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	7						
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
	静岡県					〇〇市					△△				
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール	〇〇△△@〇〇××.j p													
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	4	※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	1	2	3	-	4	5	6	8						
	都道府県					市区町村郡									
	静岡県					〇〇市					××				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール														
	電子メール ※訂正欄														
	携帯電話番号												※ハイフンなし左詰めで記入		
	携帯電話番号 ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(電話番号) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX)												※ハイフンなし左詰めで記入		
	(FAX) ※訂正欄												※ハイフンなし左詰めで記入		
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号				-										
	都道府県					市区町村郡					市区町村郡以降				

農場の住所が上記と異なる場合、記入してください。

定期報告書の添付書類

記入例

令和 年 月 日

農場の名称又は所有者名：

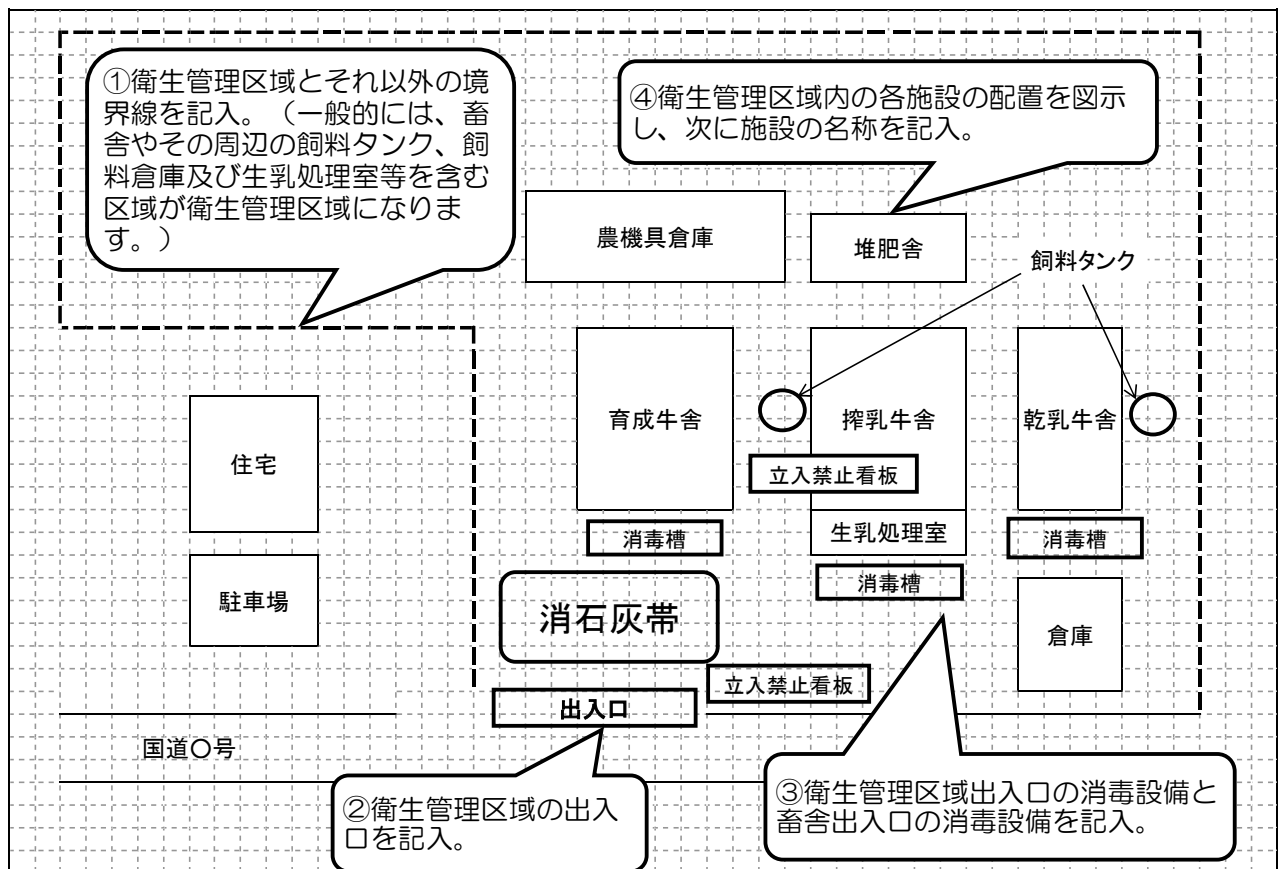
農場の所在地：

1 農場の平面図

農場の平面図を作成し、次の記載事項について図面内に明示してください。

- ①衛生管理区域^{注1}（衛生管理区域とそれ以外の区域を区分する境界線を記載してください。）
- ②衛生管理区域の出入口
- ③消毒設備の設置箇所（衛生管理区域及び畜舎の出入口に設置した踏込消毒槽・動噴等の消毒設備）
- ④各施設の配置及び名称（畜舎、立入禁止看板、飼料タンクや飼料保管施設、堆肥舎、家畜の排せつ物保管施設、農機具保管庫、生乳処理室、パドック、GPセンター等）

注1 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要な区域をいいます。



- ・別紙で提出の場合は、欄内に「別添」と記載して下さい。
- ・農場平面図は、手書き、航空写真、土木設計用図面、インターネットの地図等いずれでも結構です。
- ・平面図には農場敷地内の各施設の配置及び各施設の名称等を記載して下さい。

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容

○措置の内容について口()にチェック印を記入してください。(複数回答可)

◆衛生管理区域に立ち入らせない方法

- ☒ 衛生管理区域の出入口付近に立入禁止等の看板を設置
☐ 衛生管理区域の出入口にゲートを設置
☒ 柵・ロープ・白線・プランター等による衛生管理区域と他の区域との区分
☐ その他 (その他は、記載項目以外について記入。)

◆衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする方法

- ☒ 畜舎出入口に看板を設置 ☒ 畜舎の戸締まり ☐ 畜舎の施錠 ☐ 監視カメラ
☐ その他 ()

3 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した消毒設備の種類

○消毒設備について口()にチェック印を記入してください。(複数回答可)

◆衛生管理区域の出入口の車両消毒

- ☒ 消石灰帯 ☒ 消毒薬噴霧器 ☐ 車両用消毒槽 ☐ 車両用消毒ゲート ☒ 消毒マット
 その他 ()

◆畜舎等の出入口の人の消毒

- ☒ 踏込消毒槽 ☒ 消毒薬噴霧器 ☐ 消毒マット ☒ 手指消毒スプレー
 その他 ()

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度

○畜舎ごとに1頭(羽)当たりの床面積を記入してください。

畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)当たりの面積	畜舎(名称、区分等)	1頭(羽)当たりの面積
搾乳牛舎	〇〇m ² /頭	1号豚舎(種豚)	〇〇m ² /頭
乾乳牛舎	〇〇m ² /頭	1号豚舎(母豚)	〇〇m ² /頭
育成牛舎	〇〇m ² /頭	2号豚舎(育成豚)	〇〇m ² /頭
1号鶏舎(採卵鶏)	〇〇m ² /羽	2号豚舎(肥育豚)	〇〇m ² /頭

- ※ 畜舎ごとの家畜の飼養密度は「家畜を収容している区画の床面積÷収容頭羽数」により算出してください。
- ※ 区画ごとの床面積や収容頭羽数が同一でない場合には、「家畜を収容している各区画の平均床面積÷平均収容頭羽数」により算出してください。
- ※ 同一農場(畜舎)で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出してください。

5 埋却用地の確保状況（馬のみの所有者は記入不要）

○口蹄疫（鶏等については、高病原性鳥インフルエンザ）の発生に備えた措置について、次の該当する□にチェック印及び必要事項を記入してください。

☒すでに埋却用地を確保済み ☐焼却・化製処理で対応（6に進む） ☐確保していない（7に進む）
↓（①に進む）

① 埋却用地の所在地 〇〇市△△町××番地

※ 埋却用地の所在地を示した地図を添付してください。

② 埋却用地の所有者 ☒本人（⑤に進む。③、④は記入不要。） ☐本人以外（③に進む）

③ 土地所有者氏名又は名称 土地所有者が本人以外ならば記入。

④ 土地利用に関する契約 ☐有（契約内容：契約内容については、「貸借契約を成立」、「契約書は交わしていないが承諾を得ている」等の概要を記入。）
☐無

⑤ 埋却用地の面積 〇〇〇 m² 埋却用地として確保できる面積を記入。

※埋却に必要な標準的面積：飼養頭羽数×（牛）5.4m²、×（豚）0.9m²、×（鶏）0.7m²／100

⑥ 埋却用地の利用状況 ☐放牧地 ☐採草地 ☒畑 ☐その他（ ）

⑦ 農場（畜舎等）から埋却用地までの距離 〇〇m

⑧ 埋却用地の近隣住民^{注2} その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 ☒有 ☐無 ☐その他（ ）

注2 埋却用地に隣接する地域の住民

⑨ ⑧の説明に対する当該関係者の承諾の有無 ☒有 ☐無 ☐その他（ ）

⑩ その他埋却の的確かつ迅速な実施のための参考となるべき事項 埋却するにあたり、⑧及び⑨以外の対応を記入。
（例：近隣住民以外（町内会）の住民にも説明。）

6 焼却又は化製のための準備措置の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○焼却又は化製のための準備措置をしている場合、次の該当する□にチェック印を記入及び必要事項を記入してください。（埋却用地を確保している場合は記入不要。）

① 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

・名称 〇〇化製処理場

・所在地 〇〇市△△町××番地

☐口蹄疫（鶏等については、高病原性鳥インフルエンザ）の発生に備えた措置を記入。

② 農場（畜舎等）から焼却施設又は化製場までの距離 〇〇km

③ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明の有無

☒有 ☐無 ☐その他（ ）

④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無 ☒有 ☐無 ☐その他（ ）

7 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況（馬のみの所有者は記入不要）

○次の該当する□にチェック印を記入及び必要事項を記入してください。
（埋却用地を確保している場合や焼却又は化製のための準備措置をしている場合）

☒土地を探している ☐購入手続き中 ☐市役所等に相談
☐地権者と交渉中 ☐その他（ ）

☐口蹄疫（鶏等については、高病原性鳥インフルエンザ）の発生に備えた措置を記入。

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

9 大規模所有者にあつては、従業員が特定症状^{注4}を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し（馬のみの所有者は記入不要）

○添付の有無について□にチェック印を記入。添付しない場合には、その理由を記入。

☒ 別添

☐ 添付しない（理由：

）

注3 大規模所有者とは、次の頭羽数に該当する家畜の所有者をいいます。

- ①成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- ②育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- ③水牛・馬の場合 200頭以上
- ④鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- ⑤鶏・うずらの場合 10万羽以上
- ⑥あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

注4 特定症状とは、牛、豚等については、口蹄疫に関する症状、鶏等については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する症状をいいます。